

学校法人立正大学学園評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立正大学学園の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 学内評議員 寄附行為第37条に定める一号から三号評議員

(2) 学外評議員 寄附行為第37条に定める四号から九号評議員

(報酬の支給)

第3条 評議員に対し、次のとおり報酬を支給する。ただし、学内評議員に対しては、報酬は支給しない。

(1) 評議員会等に出席した日、一日につき10,000円

(交通費)

第4条 学外評議員に対し、評議員会等への出席に必要な交通費の実費を支給する。

2 交通費の計算は、最も経済的な通常の経路によるものとする。

(支給方法等)

第5条 報酬・交通費は、評議員会等に出席した翌月25日に支給する。ただし、支給日が休日または土曜日にあたる場合には、その前日に支給する。

2 報酬・交通費は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 学園は、この規程をもって、私立学校法第137条第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会で行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 経過措置 この規定は、前項の施行日以後開始する任期の評議員より適用する。